



さくらづか

第4号

2021. 5. 7
発行



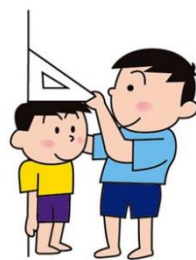
「じぶんがすき」「なかまとともに」「ゆめがいっぱい」

校庭には、1年生が作ったこいのぼりが気持ちよさそうに泳いでいます！



5月に入りました。不安そうに登校していた1年生も、学校に慣れてきたようで、朝から元気よくあいさつをし、楽しそうに教室に入っていきます。困ったことがある1年生に上級生のみなさんが「どうしたの？」とよく声をかけてくれています。「一緒に教室へ行こうか」と手をつないでくれたり、「傘はここにおけばいいよ！」と教えてくれたり、素敵な光景をたくさん見ることができます。とても気持ちのよい朝を毎日迎えています。

4月25日から大阪府は「緊急事態宣言」下となり、再び子ども達の活動を規制しないといけなくなりました。今回の変異型ウイルスは感染力も強く、不安に思っておられる保護者も多いことと思います。学校がどのように対応しているかわかるように、ガイドラインを定め、ホームページにアップしました。学校生活はこのガイドラインにそって行なっていますが、元気いっぱい子ども達です。活動によってはこの通りできないこともあります。しかし、感染拡大の勢いが止まらないので、窮屈に感じるかもしれませんが、5月11日までは我慢をしてほしいと思っています。このゴールデンウィークを乗り切り、行動規制が緩和されればいいのですが、延長された場合は、状況をみながらガイドラインの見直し等を行っていきたく考えています。今年度も、各家庭にご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



【5月予定の行事について】

- 5月6日(木) 観劇会 ⇒ 10月に延期
- 5月7日(金) 地区児童会 ⇒ 校内で安全指導のみ行い集団下校はしません
風水害避難訓練 ⇒ ビデオ視聴と地区児童会についての話を実施
- 5月14日(金) 授業参観・5,6年宿泊行事説明会 ⇒ 延期
- 5月26日(水) 地震災害避難訓練・緊急引き渡し訓練 ⇒ 校内で地震災害避難訓練のみ実施、緊急引き渡し訓練は延期
- 5月28日(金) 宿泊説明会(5年) ⇒ 延期

※その他の行事は、予定通り実施します。【健診等も予定通り実施しています】

6月11日12日に実施予定の6年生の修学旅行、6月22日23日24日に実施予定の5年生の林間学舎は延期します。(日程は後日連絡します。)

5月の児童朝会では、緊急事態宣言の時の対応と憲法記念日(5月3日)について話をしました。日本国憲法は、わたしたちの生活、幸せや自由を守ってくれる大切なきまりです。では、どうしてこのような「日本国憲法」(きまり)があるのでしょうか?このきまりを守らないといけないのは誰なのでしょう?

日本の国には、色々なことを決めたり、みんなの幸せや自由を守ってくれたりするリーダーがいます。それは、一人ひとりの個性のある人たちを尊重し、まとめる大切な役割をしています。そして、そのリーダーは、日本の国の方向性を決めることができる大きな力(権力と言います)をもっています。でも、人は大きな力をいったん持つてしまうと、好きなように使いたくなってしまいます。最初は、色々な人の考えに耳を傾けたり、みんなが納得いくように考えたりするのですが、力が大きくなればなるほど濫用(むやみに使うこと)したくなるのです。だから、このきまりを守りながら進めてくださいね・・・と言う意味で「日本国憲法」が定められているのです。

それを少しわかりやすく説明しました。みなさんが、安心して楽しく学校生活を送っています。そこに、今にも襲いかかりそうなライオンがやってきました。教室にいるみんなは、ライオンがいつ教室にやってくるかとても不安になります。恐ろしくて安心して授業を受けることができません。とても困ります。でも、そのライオンを檻(おり)に入れるとどうでしょうか。ライオンは檻(おり)から出てくることはないのです。安心できます。この「檻(おり)」が「日本国憲法」なのです。



日本国憲法には「**国民主権**」(国の政治のあり方を決める力はみんな一人ひとりにあります)「**平和主義**」(決して戦争はしません)「**基本的人権の尊重**」(人間らしく生きる権利を大切にします)という三原則があり、私たちの生活が守られているのです。大きな戦争が終わり1947年に新しく制定された「日本国憲法」が施行されたのが5月3日、毎年来るこの日に、日本国憲法は私たちにとって大切なきまりなのだということをしっかり考える日にしてほしいと思います。



桜塚小学校における携帯電話の取り扱いについて

2020年1月に「豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」が策定されました。学校は、これまでどおり**携帯電話の持込を「原則禁止」と**しています。しかし、携帯電話を緊急連絡の手段とせざるを得ない場合や様々なやむを得ない事情等がある場合は、学校と保護者との協議の上、例外的に持込みを許可しています。まずは担任にご相談ください。その後、「同意確認書」を提出いただきます。持込みを許可しても、学校では携帯電話をランドセル等から出さない、盗難等を防ぐための対策をするなど、いくつかのルールに従っていただくこととなりますので、ご理解ご協力よろしくお願いいたします。